

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市は、将来に向かって、めざすべきまちの姿である将来都市像を「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」と設定し、本市の地域資源である、人、自然、歴史を大切にしながら、文化を育み、都市機能と市民活動、そして子育て環境を充実していくことで、誰もが安心して快適に暮らせる都市として、選ばれる四街道をめざしています。

前計画では、さらに子育て環境の充実を図るため、「すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道」を基本理念とし、子育て支援サービスの充実にとどまらない、地域全体で子どもを育み、子育て家庭を応援するまちの実現に向け取り組んできました。

この理念には、子どもは「生きる力」、「今とこれからを生き抜く力」を生まれ持っており、その自立心の育成、心身の調和のとれた発達のために、地域全体で子どもの成長や子育て家庭に理解や関心を持ち、寄り添うことが大切であるとの思いが込められており、それは今後も変わらず持ち続けるべき理念であると考えます。

このことから、本計画では、引き続き「すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道」を基本理念とし、地域住民と行政が一体となって地域の子育て環境の向上に取り組み、地域（みんな）で子どもの健やかな成長を支え、子育て家庭を応援するまちをめざします。

すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道



2 基本方針

本計画では、基本理念を実現するために、次の5つの基本方針を設定して、それらを柱として総合的に子ども・子育て支援に関する各施策を推進していきます。

基本方針1 多様な子育て支援の充実

子どもが健やかに成長できる環境づくりに向けて、質の高い教育・保育サービスの提供体制の強化や多様な保育サービスの充実を図るとともに、在宅での子育てを含むすべての子育て家庭を支援するための地域の子育て支援サービスを充実します。

また、子育てに対する負担や不安・孤立を感じる家庭に寄り添いながら、相談しやすい体制づくりを進め、親としての成長を支えるための支援の充実を図ります。

さらに、地域住民による子育て支援の推進や多様な交流機会の充実により、地域全体で子育て家庭を応援するまちをめざします。

基本方針2 子どもや母親の心とからだの健康づくり

子どもの健やかな心身の成長と母親の心身の健康保持のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図り、子どもの健康状態及び母親や家庭の状況把握に努めつつ、必要に応じて専門的な支援につなげます。

また、すべての子どもが安心して医療を受診できるよう、小児救急医療体制について周知を図るとともに、医療に係る経済的負担の軽減を図ります。

基本方針3 豊かな心を育む育成環境の整備

こどもルームや放課後子ども教室などの放課後児童対策の推進や子どもたちが安心して思い切り遊ぶことができる場の充実を図るとともに、子どもが地域の中で、様々な体験や交流、関わりを重ねながら自己肯定感や社会性等を育むことができるよう、居場所づくりや遊び場の充実を図ります。

また、次代の親となる子どもたちが、命の大切さを実感し、自分を大切にしながら、将来への夢や希望、地域への誇りや愛着を持つことができるための取組を推進します。

基本方針4 多様な子育て家庭への支援

多様化する就労形態や価値観、生活スタイルに応じた子育てを支援するため、希望する働き方や子どもとの関わり方等が選択できるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、職場・就労環境の改善に向けて取り組むとともに、男性の家庭参画を推進します。

また、ひとり親家庭、障害のある子ども等、特に配慮が必要な子ども・家庭に対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援の充実を図るほか、児童虐待防止対策等の一層の推進や、子どもの貧困対策や外国にルーツをもつ子ども・家庭への支援などに取り組みます。

基本方針5 子ども・子育てにやさしいまちづくり

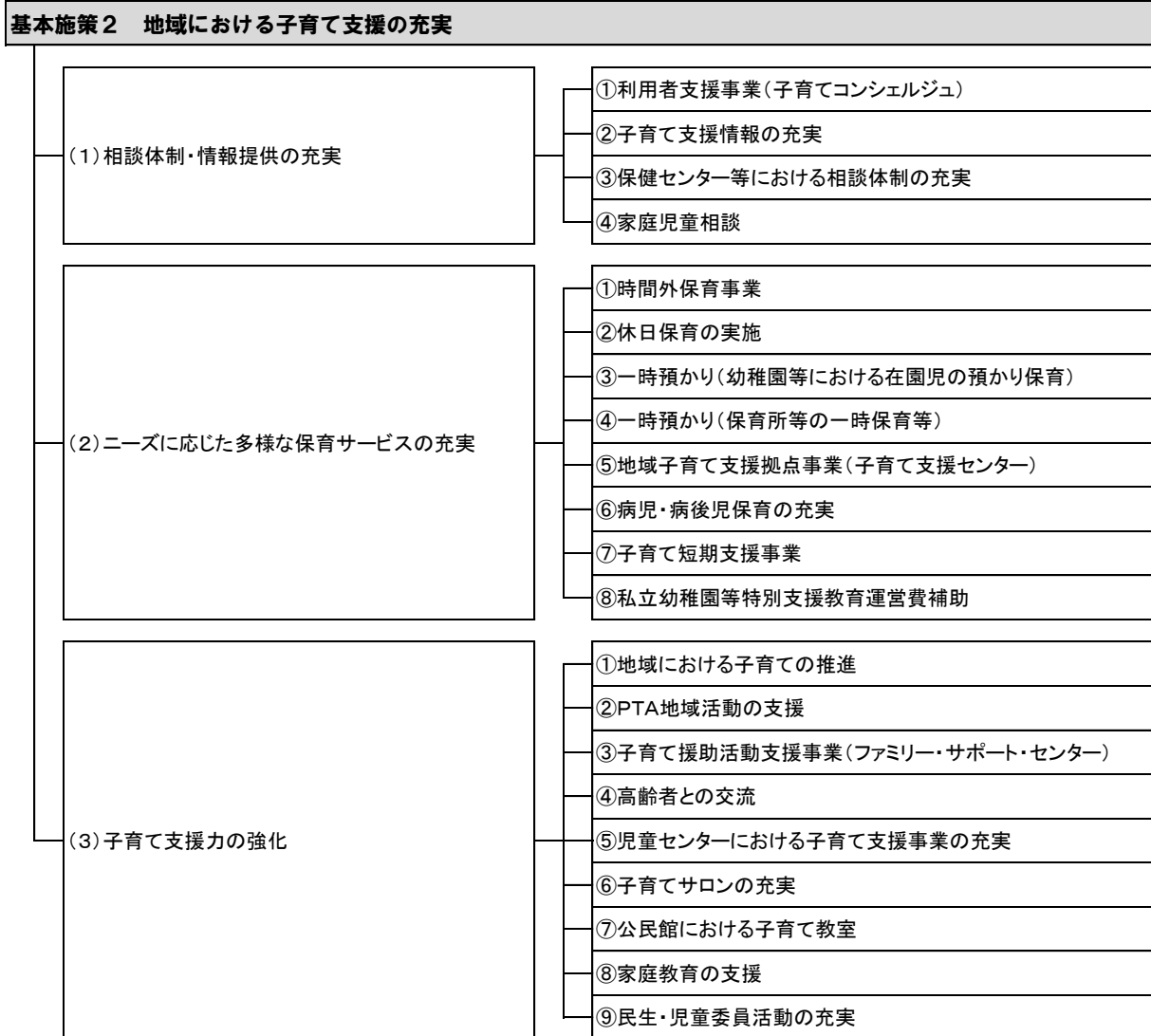
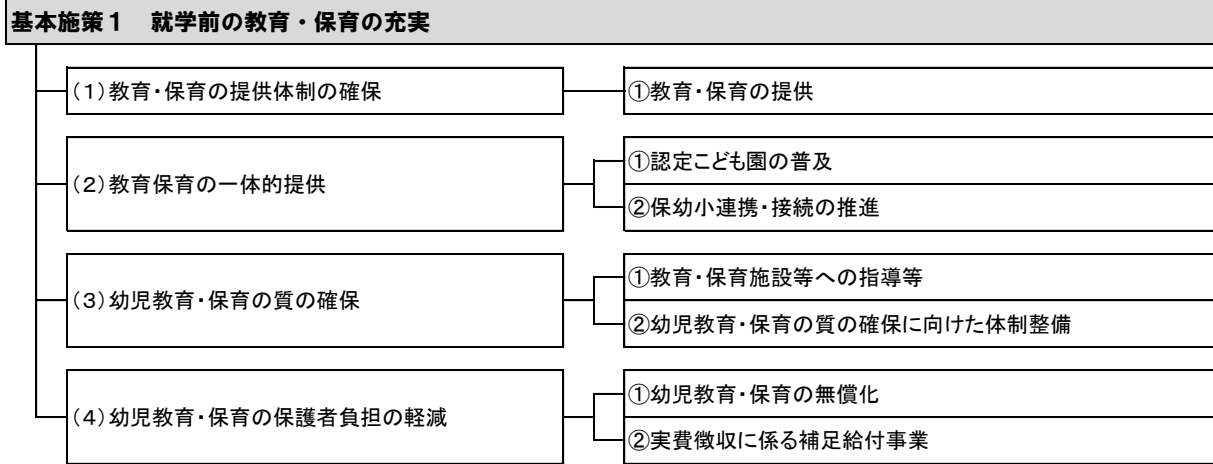
子どもや子育て家庭が生活しやすい環境となるよう、地域の実情に即した道路や公共交通の整備、三世帯同居・近居への支援を行うとともに、子ども連れでも外出しやすい環境整備に取り組めます。

また、子どもの安全の確保に対する知識や技術の普及啓発に努めつつ、子どもの視点に立った安全対策を推進するとともに、家庭、学校、地域などさまざまな分野が連携し、子どもを事故や犯罪などの被害から守る安全・安心な環境づくりを推進します。



3 施策体系

《基本方針1 多様な子育て支援の充実》



《基本方針2 子どもや母親の心とからだの健康づくり》

基本施策1 母子保健の充実

(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実

- ①利用者支援事業(妊娠期からの相談支援の充実)
- ②パパ・ママルームの充実
- ③産後早期の支援体制の充実
- ④乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業
- ⑤乳幼児相談
- ⑥乳幼児家庭訪問
- ⑦こころの健康づくり
- ⑧ことばの相談事業
- ⑨保健推進員活動の充実

(2) 健康診査・保健指導等の充実

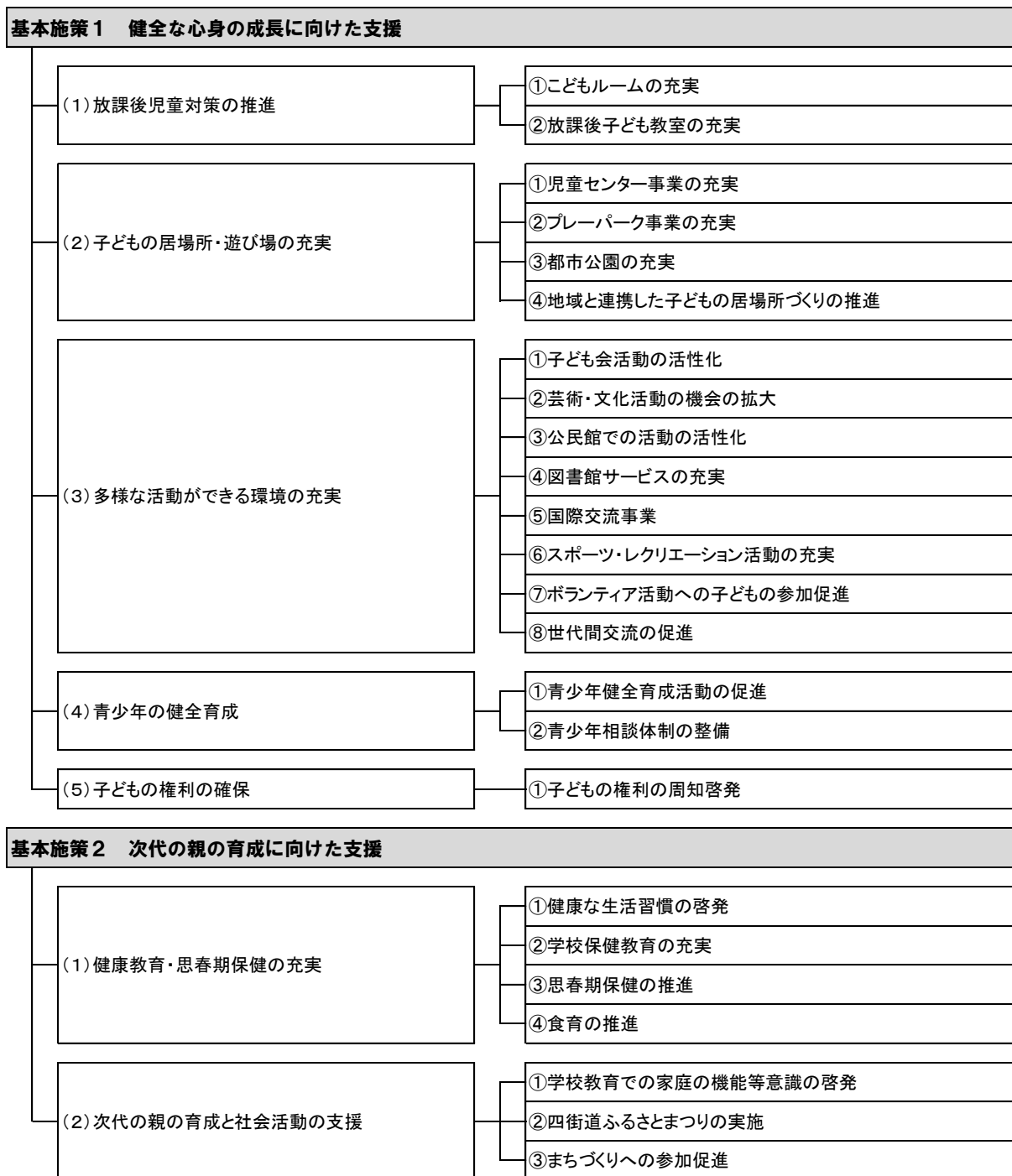
- ①妊婦一般健康診査
- ②妊婦禁煙教育の実施
- ③歯科健康教育・相談の充実
- ④食生活に関する健康教育の実施
- ⑤事故防止方法についての知識の普及
- ⑥乳幼児健康診査
- ⑦幼児歯科健康診査
- ⑧小児生活習慣病予防対策
- ⑨保育所集団健康診査

基本施策2 小児保健医療体制の充実

(1) 小児保健医療体制の充実

- ①小児医療体制の情報提供
- ②小児救急医療体制の充実
- ③予防接種
- ④医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力
- ⑤子ども医療対策事業
- ⑥未熟児養育医療

《基本方針3 豊かな心を育む育成環境の整備》



《基本方針4 多様な子育て家庭への支援》



《基本方針5 子ども・子育てにやさしいまちづくり》

基本施策1 子ども・子育てに配慮した生活環境の充実

(1) 子育てしやすい環境の整備	①道路バリアフリー事業
	②市内バス路線サービスの充実
	③利用しやすい公共施設の整備
	④外出しやすい環境の整備
	⑤三世同居・近居への支援
(2) 身近な安全の強化	①交通安全教室・交通安全運動の推進
	②シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底
	③交通安全対策の推進
	④消費者教育の推進
	⑤「こども110番の家」の充実
	⑥防犯対策の推進
	⑦子どもの防犯・防災・安全意識の向上
	⑧不審者情報の提供

4 重点施策

基本理念である「すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道」を実現するため、本市の子ども・子育て支援に係る課題や、社会環境や家庭環境の変化等を踏まえ、本計画期間において、特に力を入れて取り組むべき施策を「重点施策」として設定します。

(1) 保育サービスの充実と質の確保

幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の高まりに対応できるよう、教育・保育施設やこどもルームを拡充するとともに、様々なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

また、保育サービスの量的拡充が質の低下につながらないよう、質の確保に取り組めます。

<具体的施策名>

○教育・保育の提供……………44 ページ【1-1-(1)-①】

量の見込みに合わせ、受入定員を拡充します。(量の見込み 73~77 ページ)

○幼児教育・保育の質の確保に向けた体制整備……………45 ページ【1-1-(3)-②】

新たに幼児教育に関する専門職員を配置します。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研究・検討	実施準備	実施	継続実施	継続実施

○子育て短期支援事業……………48 ページ【1-2-(2)-⑦】

令和3年度より新たに実施をめざします。(量の見込み 81 ページ)

○こどもルームの充実……………56 ページ【3-1-(1)-①】

量の見込みに合わせ、受入定員を拡充します。(量の見込み 80 ページ)

(2) 配慮が必要な子どもや家庭への支援強化

児童虐待防止に向けた体制強化を図るほか、経済的に困窮している家庭の子どもの実態把握に努め、関係部署が連携して子どもの貧困対策に取り組めます。

<具体的施策名>

○利用者支援事業（妊娠期からの相談支援の充実）…50 ページ【2-1-(1)-①】

保健センターに専門職を配置し支援を行います。(量の見込み 78 ページ)

○子ども家庭総合支援拠点の整備……………67 ページ【4-2-(3)-⑤】

新たに子ども家庭総合支援拠点を整備します。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検討・準備	整備・実施	継続実施	継続実施	継続実施

○子どもの貧困対策の推進……………67 ページ【4-2-(4)-①】

庁内横断的な体制を整備し、子どもの貧困対策を検討・実施します。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
体制整備・検討	検討・実施	継続実施	継続実施	継続実施

(3) みんなで子どもの成長を支える地域づくり

地域コミュニティにおける関係の希薄化等から地域の子育て力の低下が指摘される中、子どもや子育て家庭を取り巻く様々な問題に対応するため、みんなで子どもの成長を支える機運の醸成を図るとともに、地域で活動する様々な団体同士や行政が連携できる体制づくりに取り組みます。

<具体的施策名>

○地域と連携した子どもの居場所づくりの推進……57 ページ【3-1-(2)-④】

地域と連携して子どもの居場所づくりを推進します。(数値目標 87 ページ)

○子どもの権利の周知啓発……59 ページ【3-1-(5)-①】

子どもを含む市民に対して子どもの権利の周知啓発に取り組みます。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

○外出しやすい環境の整備……69 ページ【5-1-(1)-④】

新たに「赤ちゃんの駅」を登録・周知します。(数値目標 87 ページ)

